

事務所通信

Progress～進歩～

一期一会

25年11月号（広告）
2013年11月1日発行

三宅孝治（中国税理士会 倉敷支部会員）
三宅孝治税理士事務所
（株）シーエムエス
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第78号
発行担当者：鳥越 俊佑

朝晩がすっかり冷え込む季節になりました。皆様いかがお過ごしでしょうか。
少し早いかもしれませんが、そろそろ部屋にも暖房器具を準備しないといけないと思う今日この頃です。
また、世の中では風邪が蔓延しているようですので、お出かけなどされる際には対策をしっかりとくださいね。
とはいえ、紅葉も素敵な行楽シーズンですでお時間を見つけてもみじ狩りなど行かれてみてはいかがでしょうか。

●民間投資活性化等のための税制改正の概要

皆様もご存知のことと思いますが、平成25年10月1日に平成26年4月からの消費税の引上げが閣議決定されました。
これに伴い、民間投資が縮小してしまうことが懸念され、消費税増税に対する対応についての経済政策パッケージとして、「経済政策民間投資活性化等のための税制改正大綱」が発表されました。通常の、年度ごとの税制改正とは異なり、前倒しで検討される予定となっております。
このうち、中小企業、小規模事業者の方に関連が深いものをご紹介しますと思います。
なお、本稿制作時点におきましては、まだ大綱段階ですので、本決定はもう少し先になりますが、正式に決定いたしましたら
おって皆様にお知らせいたします。
また、**当制度の適用を検討される方は当事務所まで事前にご連絡いただきますようお願い致します。**

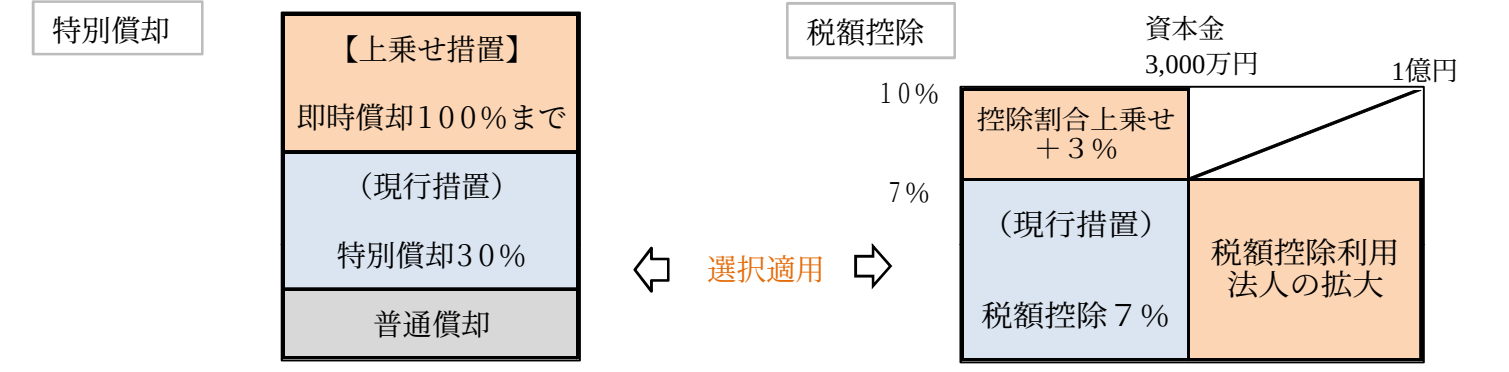
① 中小企業投資促進税制の拡充・延長

☆ 現在、中小企業が平成26年3月31日までに機械装置や一定の器具備品・ソフトウェアを取得した場合に特別償却や税額控除が受けられる制度がございます。この制度が以下のように変わります。

＜現行＞
・中小企業（資本金1億円以下）が機械装置等を取得した場合、取得価額の30％の特別償却可能。
・さらに資本金3,000万円以下の法人の場合、上記の特別償却又は取得価額の7％の税額控除の選択適用が可能。

＜改正案＞
・当該措置を3年間延長
・生産性を向上させる一定の機械装置等を取得した中小企業（資本金1億円以下）は取得価額の**全額即時償却**が可能。
・さらに税額控除（取得価額の7％）が適用可能な法人の要件を**資本金3,000万円以下から1億円以下**に拡大。
また、**資本金3,000万円以下の法人は税額控除を7％から10％**に拡大。

施行時期：上乗せ措置につきましては、「産業競争力強化法（案）」の施行日から適用されます。
現状、この法律は平成26年1月下旬～2月上旬に施行予定となっております。



② 中小企業者等が30万円未満の少額減価償却資産を取得した場合の損金算入の特例
☆いまやお馴染みとなっている、30万円未満の減価償却資産を取得した場合の全額損金の制度ですが、実は平成26年3月末までと期限が定められている制度なのです。しかし、この期限が2年間延長されることとなります。

③ 生産性向上を促す設備等投資促進税制の創設
☆先端設備導入、生産ラインやオペレーションの刷新・改善のための設備投資について、**即時償却**又は**5％税額控除等**できる制度が創設されます。
この制度は左記①の「中小企業投資促進税制」と似ていますが、大企業でも活用できる点や、建物付属設備などの機械装置以外の資産も対象となるなどの点で住み分けが図られています。

対象設備

A. 先端設備
○旧モデルと比べて年平均1％以上生産性を向上させる最新モデル（工業会の確認が必要）
<対象>
・機械・装置（限定なし）
・器具・備品（試験・測定機器、冷凍器付陳列ケース、サーバー（※）など）
・建物関連（ボイラー、LED照明、断熱材・断熱窓など）
・稼動状況等の情報を収集・分析・指示するソフトウェア（※）
・工具（ロール）※サーバーとソフトウェアは中小企業のみ

B. 生産ラインやオペレーションの刷新・改善
○事業者が通常作成する設備投資計画上の投資収益率が15％以上（**中小企業は5％以上**）（経済産業局の確認が必要）
<対象>
機械装置、工具、器具備品、ソフトウェア、建物、建物付属設備、構築物

	H25 年度中 (注)	H26 年度	H27 年度	H28 年度
特別 償却	即時	即時	即時	50％ 特償
(うち建物、 構築物)	即時	即時	即時	25％ 特償
税額 控除	5％	5％	5％	4％
(うち建物、 構築物)	3％	3％	3％	2％

(注) 産業競争力強化法（案）の施行日から適用

④ 所得拡大促進税制の見直し・拡充
☆現在、従業員の給与等の支給額を増加させた場合、一定の要件を満たせば、給与等の増加額の10％を税額控除できる制度がございます。
この制度を受けるための要件が緩和されるとともに、**適用期限が2年間延長**されます。（平成29年度末まで）

＜現行＞
【要件①】 給与等支給額：24年度と比べて5％以上増加（基準年度）
【要件②】 給与等支給額：前事業年度以上
【要件③】 給与等支給額の平均：前事業年度以上（全従業員を対象）

→ **＜改正案＞**
25、26年度は2％以上、27年度は3％以上（28、29年度は5％以上）
対象者は全従業員ではなく、退職者・再雇用者・新規採用者を除いたところで判定。
また「前事業年度以上」を「前事業年度を上回る」に訂正。

＜VISION＞

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー：「Vision」**
今月の開催日は**11月14日（木）**です。
不透明な経済情勢が続いておりますが、このような状況にこそ経営計画が求められております。参加された経営者の方々からも多くのお喜びの声をいただいております。まだ参加されたことのない方、経営計画をつくってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
11月14日（木）	9・10・11・12月決算法人様	11月8日（金）
12月5日（木）	10・11・12・1月決算法人様	11月28日（木）
1月16日（木）	11・12・1・2月決算法人様	1月10日（金）

＜年末調整・確定申告のお知らせ＞
生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、住宅借入金等の年末残高証明書が発送されてきていると思います。
年末調整や確定申告の際に必要な書類となりますので、無くされない様、大切に保管をお願い致します。

＜11月スケジュール＞

11	月	*10月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
14	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
		*9月決算法人の確定申告・納付期限
30	土	*3月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税（4期）の納付期限（年税額400万円超の6・12月決算法人）

※30日が土曜日ですので、期限は12月2日（月）となります。